







起 案 書

起案年度	平成25年度	記号・番号	財政第650号	(587669)	決裁区分	市長決裁		
審 議					文書分類	04	07	03
					保存年限	常用		
					ファイル名	公共料金 (永久)		
						(39178400)		
市長	副市長	部長	課・室長	係長	取扱要領 開示			
								
合 議					理 由			
総務部財政課								
					起案日	平成26年 2月 6日		
					決裁日	平成26年 2月 10日		
					施行日	平成26年 2月 10日		
					完結日	平成26年 2月 10日		
					起 案 者	総務部財政課管財係		
						職名 主事		
					氏名 桶谷 祐介			
					内線 (1256)			
相手先								
発信者								
件 名 高圧電力供給契約に係る見積もりによる競争の実施について								
<p>標記の件について、下記のとおり実施してよろしいか伺います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>市が所有する施設について、高圧電力供給契約期間が平成26年5月末に満了となることに伴い、6月以降の契約先を決めるため北陸電力(株)と(株)エネリンクの2社から見積もりを徴収するもの。</p> <p>1 対象施設 南砺市役所福光庁舎別館ほか12施設</p> <p>2 契約期間 平成26年6月1日～平成28年3月31日まで</p> <p>3 採用者の決定方法 別紙電力供給の試行要領及び仕様書に基づき、総合評価方式により採用者を決定する。</p> <p>4 今後のスケジュール</p> <p>(1) 見積書等提出締め切り 平成26年2月20日(木)</p> <p>(2) 採用者の決定 平成26年2月21日(金)</p> <p>(3) 現契約の解除申し出 平成26年2月26日(水)まで</p>								
決裁指示事項						浄書 校合 公印承認		

対象施設一覧

NO	対象施設名	供給場所
1	南砺市役所 福光庁舎別館	南砺市荒木1550
2	南砺市 旅川会館	南砺市院林82
3	南砺市 福野斎場「紫苑」	南砺市柴田屋830
4	南砺市 城端伝統芸能会館	南砺市城端1046
5	南砺市井口 いのち椿館	南砺市宮後188
6	南砺市 福野文化創造センター	南砺市やかた100
7	南砺市 五箇山山村開発センター	南砺市皆葎318
8	南砺市立 井波中学校グラウンド	南砺市井波700-1
9	南砺市 井波総合文化センター	南砺市山見1400
10	南砺市立 福光中部小学校	南砺市法林寺1
11	南砺市立 福光南部小学校	南砺市小坂708
12	南砺市 福光福祉会館	南砺市福光5260
13	南砺市立 井口中学校	南砺市井口 1001小中学校

財政 第650号

平成26年2月7日

10日決裁のため
日付を10日に直し

南砺市長 田中 幹夫

(公印省略)

見積依頼書

下記について見積書を提出されたく通知します。

- 1 件名 南砺市市有施設高圧電力供給業務
- 2 履行場所 南砺市役所福光庁舎別館ほか12か所
- 3 現場説明 無し
- 4 期間 平成26年6月1日～平成28年3月31日まで
- 5 見積提出方法 持参又は郵便(締切日消印有効)
- 6 見積提出場所 南砺市役所福野庁舎 財政課
- 7 提出期限 平成26年2月20日(木)午後4時まで
- 8 添付書類(見積書の他に提出するもの)
 - ① 見積金額積算内訳書(各施設毎)・・・1部
 - ② 総合評価(電力供給)に関する確認事項申請書・・・1部
 - ③ 上記確認事項申請書に必要な添付資料・・・1部
- 9 契約締結 採用者決定後、別途協議する
- 10 その他 南砺市総合評価試行要領(電力供給)及び南砺市市有施設高圧電力供給業務仕様書による

新設2年以内
1年以内は臨時原価とする
単価区別に重畳割合H28.3.31
とする

(問い合わせ先)

南砺市役所総務部財政課 管財係

TEL: 0763-23-2004

FAX: 0763-22-1114

南砺市市有施設高圧電力供給業務 仕様書

本仕様書は、南砺市市有施設で使用する高圧電気の供給について定めたものである。

- 1 供給対象
 - (1) 対象施設 別紙のとおり
 - (2) 供給場所 別紙のとおり

- 2 各月の使用実績・最大需要量及び契約電力
別紙のとおり

- 3 供給期間
平成26年6月1日から平成28年3月末日までとする。

- 4 需給地点
需要場所における南砺市の構内引き込み第1柱上の開閉器電源側接続点

- 5 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。但し、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。

- 6 保安責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ

- 7 供給の方法
対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

- 8 検針日及び計量
 - (1) 検針日は原則毎月1日とする。
 - (2) 計量は、計量装置により記録された値による。なお、使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点第1位で四捨五入する。

- 9 料金体系
料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

10 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とし、その算定式は下記の通りとする。

なお、単位は%とし、小数点第1位を四捨五入する。ただし、瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。

{算定式}

$$\text{平均力率 (\%)} = \text{有効電力量} \div \sqrt{\{(\text{有効電力量の2乗}) + (\text{無効電力量の2乗})\}} \times 100$$

11 支払方法

電力供給会社は検針後速やかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認めるときは、検針日の翌日から起算して30日以内にその電気料金を支払うこととする。

12 電気の安定供給

(1) 電力供給会社は電気の安定供給を図ること。ただし、以下の場合、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、若しくは中止の申し出ができる

ア 電気の需給上やむを得ない場合

イ 電力供給会社の電気工作物に故障が生じ、又は故障を生じるおそれがある場合

ウ 電力供給会社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

エ 非常変災の場合

オ その他保安上必要がある場合

(2) 一般電気事業者の送電線を使用して電気を託送により供給している場合、(1)ア～オに関して、当該一般電気事業者との接続供給契約で安定供給を図ること。ただし、当該一般電気事業者が供給の中止または制限を申し出るときはこの限りでない。

13 電気の供給を中止または制限した時の料金割引

電気の供給を中止または制限した時には、料金割引を行うこと。

14 報告書類等

電力供給会社は、施設別に毎時の電力使用量を毎月報告すること。

ただし、毎時の電力使用量を計量できない場合、報告内容は協議によるものとする。

1.5 採用（落札）者の決定について

- (1) 採用（落札）者の決定は、別に市が定めた「電力供給に係る総合評価試行要領」に基づき行うものとする。
- (2) 採用（落札）者の決定等については、総合評価の審査後、参加者に通知するものとする。

1.6 見積（入札）の方法

- (1) 見積金額に記載する料金には、消費税を含む。
- (2) 見積（入札）書に記載する金額は、平成26年6月以降の電力供給において別紙資料の過去1年間使用実績をベースに算出した、該当する13施設の1年間の電気料金の総額とし、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び電力使用量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とすること。
- (3) 基本料金は、別紙資料に記載した最新1カ月の契約電力を基に算出すること。従量料金は各月に記載した使用量による。
- (4) 各種割引が適用可能な場合は、適用後の価格とする。ただし各社において設定した約款に根拠があり、かつ平成26年6月以降の電力供給において明確に反映するものに限る。
- (5) 入札価格算定時の力率は、100%とすること。
- (6) 入札価格算定時には、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (7) 力率の変動やその他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地区を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件によるものとする。
- (8) 事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくとともに、本市が指定する連絡先へ指示・報告ができるようにしておくこと。
- (9) 料金その他を計算する場合の端数処理は次のとおりとする。
 - ア 合計金額の単位は1円とし、その端数は円未満を切り捨てる。
 - イ 消費税及び地方消費税相当額の単位は1円とし、その端数は円未満を切り捨てる。

1.7 添付資料について

別紙 南砺市市有施設電力使用実績表

1.8 その他

本仕様書に記載なき事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定め

る特定規模需要供給条件等に準ずるものとし、受給者・供給者両者において協議する。

南砺市総合評価の試行要領（電力供給）

1 総合評価の方法

(1) 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとします。

$$\begin{aligned} \text{評価値}^* &= \text{技術評価点} \div \text{入札（見積）価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札（見積）価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

*評価値の有効数字は、5桁とする。

(2) 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案等について与える点数（100点）をいう。執行する入札（見積）に技術提案等の要素を取り入れない場合は、標準点を100点とする。

(3) 技術加算点とは、2に規定する評価項目及び評価基準により算出される点数をいう。

2 技術加算点の評価項目及び評価基準

(1) 企業の電力供給能力等

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の電力供給能力等	供給実績 南砺市への電力供給実績の有無	あり	10点	平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間に契約実績がある場合は「あり」とする。
		なし	0点	
企業の電力供給能力等	CO2削減取組 CO2削減取組実績の有無	あり	10点	平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間にCO2削減取組の実績がある場合は「あり」とし、今後も継続する見込みであること。
		なし	0点	
配点計（満点）			20点	

注1) 供給実績の期間は問わない。

注2) CO2削減取組が分かる資料の写しを提出すること。

(2) 企業の地域性・社会性

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考	
企業の地域性・社会性	主たる営業所の所在地	市内	10点	南砺市内に営業所置いているもの（本社・支店を問わない。）。	
		市外	0点		
	南砺市内におけるボランティア活動実績の有無	あり	10点	南砺市内の①行政サービス支援、②市内各地域のコミュニティ活動（自治会等が主体の活動）への支援、③市内学校・市民が組織する各種団体等への支援を、契約（更新）予定日が属する年度の前年度まで実績があり、今後も継続して行うと見込まれること。	
		なし	0点		
	地域貢献	生活困窮者に対する支援協定締結の有無	あり	10点	「生活困窮者に対する支援協定」とは、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について（平成24年2月23日社援発 0223 第3号厚生労働省社会・援護局長通知）」及び「福祉部局との連携等に係る協力について（平成24年4月3日資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長通知）」の要請等に基づき、南砺市と生活困窮者に対する電力供給の支援協定を締結していることをいう。確認事項申請書の提出日を左記要件に該当しているかの基準日とする。
			なし	0点	

企業の地域性・社会性	地域貢献	南砺市消防団の協力事業所であることの有無 ※市が定める認定項目のいずれかに該当する場合は、ありとする	あり	10点	市が定める南砺市消防団の協力事業所認定項目のいずれかに該当する事業所であることを証明できるものの提出を条件として配点する。 ※確認事項申請書の提出日を左記の協力事務所の要件に該当しているかの基準日とする。
			なし	0点	
配点計 (満点)			40点		

注3) 技術加算点の算定について

技術加算点の満点は、40点とします。よって、(1)及び(2)により算出された配点数の合計を、次の式により割り変えた点数を技術加算点とします。

$$\text{技術加算点} = \text{各企業の点数} \times \text{技術加算点の満点 (40点)} \div \text{配点点数の満点 (60点)}$$

注4) 市が定める消防団協力事業所の認定項目とは次のとおりです。(いずれかに該当すれば可とする)

- ①消防団員である従業員を常時3人以上雇用している事業所
- ②従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所
- ③災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所
- ④その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に認める事業所

【上記内容が分かる資料の提出について (複数の認定項目に該当する場合は、いずれか1項目の内容が分かる資料のみで可)】

・①の内容が分かる資料として、消防団に在籍している従業員の名簿 (氏名・生年月日・現住所・在籍消防団名 (〇〇消防団〇〇分団又は△△消防団△△方面団と記入) を作成して提出すること。なお、当該名簿は、今回の総合評価審査のみに使用するものとして扱い、部外へ漏出しないよう厳重に管理します。

・②～④の内容が分かる資料として、市町又は消防団関係機関と②～④の項目について

協定等を締結している場合はその写し、協定等は締結していないが事業所で定めている要綱・要領等があればその写しを提出すること。

3 落札者（採用者）の決定方法

- (1) 落札者（採用者）は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とします。

$$\begin{aligned} \text{評価値}^* &= \text{技術評価点} \div \text{入札（見積）価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札（見積）価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

※評価値の有効数字は、5桁とする。

- (2) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札（見積）価格が低い者を落札者とします。ただし、入札（見積）価格も同額である場合は、くじ引きにより落札者を決定します。

4 虚偽の申告による落札（採用）の無効について

- (1) 当該電力供給の総合評価方式による入札（見積）において、「確認事項申請書」等の内容に虚偽の記載があり技術加算点に影響があった場合は、その応札者（見積者）を失格とします。

また、契約後にその事実が発覚した場合も、その契約を解除するものとします。

5 総合評価（電力供給）に関する確認事項申請書の提出について

総合評価方式による電力供給の入札（見積）に参加する場合は、別記様式1「総合評価（電力供給）に関する確認事項申請書」を提出すること。

- (1) 提出期間 平成26年2月20日（木）まで
- (2) 提出方法 書留郵便等発送の記録が残る方法による郵送（提出期間の締切日までに必着）又は持参とし、電送によるものは受け付けません。なお、持参される場合、受付は行いますがその場での審査は行いません。

6 その他

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、総合評価方式による落札者（採用者）の決定以外の目的には使えません。
- (3) 提出された書類は返却しません。
- (4) 今回の総合評価方式による電力供給の入札（見積）に、都合により不参加の場合は、別記様式2「辞退届」に所要事項を記入のうえ、平成26年2月20日（木）までに下記へ提出すること。（郵送可）

7 問合せ先及び関係書類提出先

〒939-1596

富山県南砺市苗島4880番地 南砺市市役所 福野庁舎

総務部 財政課 管財係

電 話 0763-23-2004

FAX 0763-22-1114

南砺市市有施設電力使用実績表

※基本料については、H25年12月の契約電力により算出すること、従量料金については、各月の使用量による。

NO	対象施設名	供給場所	H25.1	H25.2	H25.3	H25.4	H25.5	H25.6	H25.7	H25.8	H25.9	H25.10	H25.11	H25.12		
1	南砺市役所 福光庁舎別館	南砺市荒木1550	契約電力(KW)	21	24	23	19	18	51	47	56	36	22	23		
			最大需要電力(KW)	718	5040	5394	4757	4366	3488	8092	8520	4943	4883	4124	5744	
			電力使用量(KWh)	21	136	36	46	31	26	76	122	123	125	121	69	
2	南砺市 旅川会館	南砺市院林82	契約電力(KW)	70	82	106	109	115	122	122	122	123	125	121	69	
			最大需要電力(KW)	14500	19388	13656	16548	12324	10420	17103	17340	12206	13126	11473	11952	
			電力使用量(KWh)	16	56	5	6	51	51	6	7	7	5	5	7	5
3	南砺市 福野斎場「紫苑」	南砺市柴田屋830	契約電力(KW)	50	59	52	44	30	51	59	57	43	50	51	51	
			最大需要電力(KW)	1001	1001	8498	2140	2225	2551	3402	1005	2192	2868	2152	3720	
			電力使用量(KWh)	113	121	104	115	83	109	127	109	155	155	116	107	91
4	南砺市 城端伝統芸能会館	南砺市城端1045	契約電力(KW)	4263	4522	4221	4108	4044	4416	4338	4126	4126	4126	4126	4126	
			最大需要電力(KW)	24	23	51	19	17	16	23	17	18	16	16	21	23
			電力使用量(KWh)	909	899	4007	291	282	281	3051	309	2887	227	3337	3226	216
6	南砺市 福野文化創造センター	南砺市やかた100	契約電力(KW)	196	174	194	142	177	199	210	173	207	194	141	193	
			最大需要電力(KW)	2438	2546	2546	3692	1542	3689	2789	3645	2706	2706	2514	2135	2473
			電力使用量(KWh)	40	50	430	127	103	155	155	155	155	155	155	155	155
8	南砺市立 井波中学校グラウンド	南砺市井波700-1	契約電力(KW)	0	0	119	112	112	111	116	116	123	111	113	51	
			最大需要電力(KW)	0	0	49	297	475	390	447	390	447	405	405	19	
			電力使用量(KWh)	185	188	172	140	85	197	205	199	207	145	145	141	
9	南砺市 井波総合文化センター	南砺市山見1400	契約電力(KW)	18469	20705	15102	9818	9278	12309	1472	1324	1369	1443	192		
			最大需要電力(KW)	320	115	119	122	70	98	85	103	100	104	121	124	
			電力使用量(KWh)	16328	16364	16792	13320	1508	2130	14761	10210	13529	15351	1093	1824	
11	南砺市立 福光南部小学校	南砺市小坂708	契約電力(KW)	65	56	63	54	41	56	55	66	57	52	65	60	
			最大需要電力(KW)	12062	11374	11772	1616	2097	1407	1662	1806	1316	1716	1168	1168	
			電力使用量(KWh)	33	34	35	33	60	51	87	68	76	60	35	32	
12	南砺市 福光福祉会館	南砺市福光5260	契約電力(KW)	12715	11702	6094	4942	5340	6976	11970	10316	8786	6215	770		
			最大需要電力(KW)	12715	11702	6094	4942	5340	6976	11970	10316	8786	6215	770		
			電力使用量(KWh)	12715	11702	6094	4942	5340	6976	11970	10316	8786	6215	770		
13	南砺市立 井口中学校	南砺市井口 1001小中学校	契約電力(KW)	127	119	121	93	66	45	59	46	54	59	124		
			最大需要電力(KW)	127	119	121	93	66	45	59	46	54	59	124		
			電力使用量(KWh)	127	119	121	93	66	45	59	46	54	59	124		

辞 退 届

このたび、次のとおり総合評価方式による電力供給の見積による競争の指名を受けましたが、都合により辞退します。

1. 指名通知年月日 平成 年 月 日

2. 文 書 番 号 財第 号

3. 件 名 _____

平成 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

南砺市長 田中 幹夫 様